

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

神河町は、平成17年11月に神崎町と大河内町が合併し、人口13,077人(国勢調査)の町として誕生した。その後、全国的な人口減少と同様に人口は年々減り続け、令和5年4月現在で10,559人となっている。また、年少人口(0~14歳)は1,046人、生産年齢人口(15~64歳)は5,459人、高齢者人口(65歳以上)は4,054人と、少子高齢化は顕著である。

当町の事業所数(令和3経済センサス)は総数549か所で、業種構成の主なものは卸売業・小売業107か所、建設業81か所、宿泊業・飲食サービス業58か所、製造業48か所となっている。

中小企業の今後の発展については、世情に沿った多様な顧客ニーズに対応するための設備投資や人材育成、人手不足などが課題となっているが、いずれも多額の経費を伴うため、積極的に対応する余裕がない企業がほとんどである。

#### (2) 目標

厳しい現状にある中小企業の設備投資について、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を策定することにより、効率化や品質向上などが期待できる先端設備等の導入を促進することで、地域経済の活性化に寄与することを目指す。

これを実現させるための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

多様な設備投資を支援する観点から、本計画では中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、地域の直接的な雇用に繋がらないため、当町に1年以上所在する中小企業者で、かつ地域住民の雇用をすでに行なっているものを除き、対象外とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、神河町全域とする。

## (2) 対象業種・事業

先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものに対しては幅広い業種を対象とし生産性の向上を図る必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。あわせて、労働生産性の年率3%以上向上に資する事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月27日から令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 本計画において、人員削減を目的とした取り組みは認定の対象としない、また設備導入に伴い人員増が生じた場合は労働生産性の評価にあたって不利益を与えない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 神河町税に滞納がないこと。